

第19回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、平成31年1月7日(月)午後1時30分より、第19回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

記

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について

第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について

(出席委員)

1番 久世谷 幸治	2番 多田 岳史	3番 徳田 明子	4番 中林 和夫
5番 古川 嘉嗣	6番 井内 英樹	7番 多羅尾 英樹	9番 辻 四一郎
11番 高田 悦和	12番 小島 佳剛	13番 水主 哲寛	14番 山本 晃一郎

(欠席委員)

8番 中西 秀友 10番 吉田 利一

(農地利用最適化推進委員)

北浦 荘平 江口 淳司 水谷 修

(事務局)

西岡 局長 西村 次長 清水(囑託) 村田(囑託) 岸本(囑託)

(午後 1 時 3 0 分 開会)

局 長

定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。
本日は吉田会長、中西委員から欠席の届がなされております。
本日の定例総会は委員定数 1 4 名の内、出席委員 1 2 名、欠席委員 2 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。
また、村田推進委員、北村推進委員より欠席の連絡を受けております。
それでは、議事進行につきまして、山本会長職務代理者、よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、ただ今から、第 1 9 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の議事録署名委員は、水主委員、久世谷委員のお二人にお願いいたします。
現地調査委員につきましては、辻委員、水主委員です。
ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。

それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。
事務局より、説明願います。

局 長

それでは、お手元の資料に基づきまして、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」一括して 3 件のご説明を申し上げます。

【第 1 号議案、 1 番から 3 番を別添議案書をもとに朗読】

番号 1 の譲渡人及び番号 2 の譲渡人は、高齢等により耕作困難なため譲渡したいとのことです。番号 1 及び番号 2 の譲受人は同一者であり、営農規模拡大を図るため取得されます。

番号 3 の譲渡人は、離農するため譲渡したいとのことです。譲受人は、西側隣接農地を所有しており立地条件が良い事と、営農規模拡大を図るため取得されます。

以上 3 件につきましては、譲受人の世帯が所有する農地は全て適正に管理し、農機具・機材等も所有されており、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

議 長	<p>続きまして、辻委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
辻委員	<p>報告します。去る 12 月 21 日、事務局の案内で水主委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号 1 の安田町 並びに番号 2 の安田町 の利用状況ですが、水稲の刈り取り跡があり、適正に管理されていました。</p> <p>番号 3 の槇島町 の利用状況ですが、耕起済みで適正に管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第 1 号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>引き続きまして、「第 2 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>なお、本議案番号 1 の審議につきましては、委員は関係者になりますので、ここで一旦退室いただきます。</p> <p style="text-align: center;">= 委員 退室 =</p>
議 長	<p>それでは、本議案の番号 1 について、事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、お手元の資料に基づきまして、「第 2 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」番号 1 につきまして 1 件のご説明を申し上げます。</p> <p>なお、申し遅れましたが、本議案の番号 1 及び番号 2 につきましては、農地中間管理事業の特例、すなわち農地売買等事業の譲受人に係る利用集積計画でございます。なお、これら 2 件に係る農地売買等事業の譲渡人に係る利用集積計画「所有権を移転する者」の決定については、すでに 11 月 5 日の第 17 回定例総会において承認を得ております。</p>

	<p>【第2号議案、1番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号1の所有権の移転を受ける者は、営農規模拡大のため当該農地を京都府農地中間管理機構から所有権移転により取得されるものです。</p> <p>本件につきましては、農用地利用集積計画の内容が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、農用地利用集積計画は承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続きまして、水主委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
水主委員	<p>報告します。去る12月21日、事務局の案内で辻委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の宇治 及び の利用状況ですが、トラクターで耕耘済みで、適正に管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第2号議案の番号1につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議長	<p>ただ今の異議なしをもって、「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の番号1は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p style="text-align: center;">= 委員 入室 =</p>
議長	<p>次に、本議案の番号2について、事務局より説明願います。</p>
局長	<p>それでは、お手元の資料に基づきまして、「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」番号2につきまして1件のご説明を申し上げます。</p> <p>【第2号議案、2番を別添議案書をもとに朗読】</p>

	<p>番号2の所有権の移転を受ける者は、営農規模拡大のため当該農地を京都府農地中間管理機構から所有権移転により取得されるものです。</p> <p>本件につきましても、農用地利用集積計画の内容が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、農用地利用集積計画は承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、水主委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
水主委員	<p>報告します。去る12月21日、事務局の案内で辻委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号2の檜島町の利用状況ですが、トラクターで耕耘済みであり、少し草は生えていましたが目立たない程度で、適正に管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第2号議案の番号2につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって、「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の番号2は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p>
局 長	<p>引き続きまして、専決処分の報告について、事務局より報告願います。</p> <p>それでは、第1号及び第2号報告を一括してご説明申し上げます。</p> <p>お手元の資料に基づきまして、「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」2件のご説明を申し上げます。</p> <p>【第1号報告、1番から2番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号1につきましては、店舗を建築される予定です。</p> <p>番号2につきましては、顛末書によりますと、昭和40年8月頃に先代が農地</p>

	<p>法を知らずに当該地を住宅敷地として整備し、今日まで使用されてきたとのごとでございませぬ。</p> <p>これら2件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>引き続きまして、「第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」2件のご説明を申し上げます。</p> <p>【第2号報告、1番から2番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号1につきましては、月極めの露天駐車場23台分として整備される予定です。</p> <p>番号2につきましては、分譲宅地18戸分として造成される予定です。なお、平成30年12月19日付けで都市計画法第29条第1項の規定による開発許可を得ておられます。</p> <p>これら2件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第10条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p>
議長	事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませぬか。
水谷推進委員	第1号報告の番号2についてですが、3.3㎡のごとですが図面上見えませぬ。もっと図面を大きくできないんですか。
局長	場所としましては宅地の一部で、側溝に若干掛かっている三角地です。今回のようなケースの場合は、今後別添で補助資料のご用意を検討いたします。
中林委員	第2号報告の番号2についてですが、当該地にはどこから進入するんでしょうか。
次長	農地としては当該地のみですが、開発区域自体は当該地の周囲を含みます。北側の道路から進入する形になります。

水谷推進委員	農地は全部開発されるんですか。
次 長	当該地の北西側に茶畑があります。そちらは農地として残ります。
水谷推進委員	当該地の南側は農地でしょうか。
次 長	隣接農地は北西側のみです。
局 長	当該地の東側が駐車場で、開発は北側の道路と接するところまでの広い宅地と併せて、鉄塔を取り囲むような形でされると聞いております。
議 長	当該地へは北側から進入するのでしょうか。
局 長	そうです。計画では北側から車両が入れるように進入路を設けております。
水谷推進委員	市街化区域だから仕方ありませんが、隣接農地に支障があるのかどうか我々の論点だと思います。隣接農地所有者の同意はどうなっていますか。
局 長	隣接農地につきましては、所有者から同意書を得ております。同意書には、農業委員会会長あてで、隣接農地所有者として何等異議なく同意しますと記載されております。
古川委員	隣接農地はどちらにありますか。
次 長	開発区域の西側、当該地からは北西に接しており、川寄りの農地になります。
議 長	他にご意見等はございませんか。
	なしの声
議 長	ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件はすべて終了いたしました。

(午後2時10分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____